

改訂監査基準並びに監査基準委員会報告書800及び805の概要（その5）

公認会計士 結城 秀彦 ゆうき ひでひこ

9. 適用される財務報告の枠組みの理解—監査報告書及び財務諸表への記述

(1) 適用される財務報告の枠組みの内容の理解の必要性

「8. 会社計算書類に適用される財務報告の枠組み」において既に記した（本誌2014年7月号（Vol.455）参照）通り、会社法及び会社計算規則に基づいて作成された計算書類と言っても適用される財務報告に内容は多様なものとなる。したがって、計算書類の利用者はどのような財務報告の枠組みに従って計算書類が作成されているのかを正しく理解しておくことが必要となる。

計算書類に適用される財務報告の枠組みが明らかではない場合、利用者が必要とする情報を提供されることを意図して作成された計算書類なのか、計算書類が正しく作成されているのかについて適切に判断できない。又、計算書類を利用しようとしても必要な情報が記載されていなかったり、情報が不足しているかも知れず、利用者が誤った意思決定をしてしまうことにもつながりかねない。

また、計算書類に監査報告書が添付されていたとしても、その監査において何をモノサシとして計算書類の当否が判断されたのかが明らかとならず、監査報告書の利用者にとって監査意見が有用なものとならなかったり（なぜ無限定意見なのか、といった疑念を抱く等）、誤った意思決定を促してしまう可能性もある。

このように財務報告の枠組みに関する情報を適切に入手し、正しく理解することは、財務諸表一般の利用にあたって必要と思われる。しかしながら、財務報告の枠組みには、例えば、認知された会計基準設定主体が設定した会計基準（企業会計基準委員会が設定する企業会計基準や国際会計基準等）、又は法令等により要求される事項に限られるものではなく、例えば、財務諸表の作成者と利用者が財務諸表の作成の基準についての取決めが財務報告の枠組みとして取り扱われることがある。（本誌2014年4月号（Vol.452）2. 財務報告の枠組みを参照）。したがって、その内容の公表や周知のあり方は枠組みごとに様々であり、枠組みに関する情報の入手の在り方もまた、枠組みの態様に依りて様々なものとな

らる。

本稿においては、財務諸表に対する監査が行われている場合に、監査報告書及び財務諸表の利用者が、財務諸表に適用されている財務報告の枠組みの内容をどのように読み取り、理解すればよいかに関して、以下、解説を加える。

(2) 一般目的の財務報告の枠組み—法定監査の場合

はじめに、一般目的の財務報告の枠組みが適用された財務諸表に対して、法令の定めに基づき監査が行われる場合について検討する。

この場合、通常は、当該監査の実施の根拠となる法令に、どのような枠組みに基づいて作成される財務諸表を対象としてどのような内容の監査意見を表明することが想定されているのかについて定められている。したがって、財務諸表の利用者は、監査の実施の根拠となる法令を参照すれば、財務諸表作成に適用される枠組みに関する情報を入手することができ、利用者が必要とする情報を提供されることを意図して作成された財務諸表であるのかどうかについて適切に判断して、財務諸表を利用することができる。

財務諸表に対して法令に基づく監査が行われている場合、その手がかりとなる監査実施の根拠となる法令等の情報は、財務諸表それ自体からというよりも、むしろ監査報告書から容易に読み取ることができる。

法令等に基づいて行われる一般目的の財務諸表に対する法定監査の監査報告書においては、財務諸表に対して意見を表明する監査範囲に併せて、法令等の名称が記載される（監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第40項参照）。財務諸表の利用者は、当該財務諸表が法定監査の対象とされている場合には、監査報告書の冒頭において監査が所定の法令の定めに従っている旨が記載されていることを確かめることによって、利用者の想定通り、当該法令が定める財務報告の枠組みに従って作成されていることを読み取ることができる。

監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」によれば、例えば、金融商品取引法に基づく監査の監査報告書の文例においては、監査報

告書の冒頭の監査範囲区分及び「財務諸表に対する経営者の責任」区分には、図表17のように監査の実施の根拠法令及び適用される財務報告の枠組みが記載されている（監査・保証実務委員会実務指針第85号 文例1参照）。

図表17 金融商品取引法に基づく監査の監査報告書に記載される、適用される財務報告の枠組みの記述の例示（監査・保証実務委員会実務指針第85号に基づいて筆者が作成）

<p>〈監査報告書—冒頭（監査範囲区分）〉</p> <ul style="list-style-type: none">• 「当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため」 <p>〈監査報告書—財務諸表に対する経営者の責任〉</p> <ul style="list-style-type: none">• 「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示する」 <p>〈監査報告書—監査意見〉</p> <ul style="list-style-type: none">• 「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（中略）すべての重要な点において適正に表示している」

これらを見ると、金融商品取引法に基づく監査においては、財務報告の枠組みについては、財務諸表に対する経営者の責任区分に「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と会計基準等を特定しない形式で記載されており、又、どのような財務報告の枠組みが適用されているかについて財務諸表に明示的に記載されていない。これは、金融商品取引法及び関係法令において、金融商品取引法第193条の2第1項に基づいて監査を行う場合は、財務諸表は財務諸表等規則に基づいて作成されることが定められており（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第20の8号）、また、財務諸表等規則第1条第2項及び第3項においてJ-GAAPに該当する会計基準等が特定されているためである。

監査報告書の冒頭で、監査実施の根拠法令について、「金融商品取引法第193条の2第1項に基づく」と法規定を特定した形式で示した場合には、適用される財務報告の枠組みを「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と記載しても、その内容は法令に定められており、表示や開示を含め、適用される枠組みについて財務諸表の利用者に誤解を生じさせることはないと考えられる。

このように、法定監査において、財務諸表の利用者に誤解を生じないと考えられる場合には、通常、監査報告書における適用される財務報告の枠組みは簡潔なものとされ、財務諸表において適用される財務報告の枠組みの内容の記載は行われないこととなる。また、この場合には、財務諸表にも、適用される財務報告の枠組みの概要（「財務諸表作成の基礎等」）を記載する必要はない。

(3) 一般目的の財務報告の枠組み—任意監査の場合

次に、一般目的の財務報告の枠組みが適用された財務諸表に対して任意監査が行われる場合について解説する。

任意監査においては監査の実施の根拠となる法令はないため、通常は、どのような枠組みに基づき作成された財務諸表に対して、どのような内容の監査意見を表明することが想定されているのかについて、財務諸表の作成者と利用者の間で取決めを行う必要がある。

その結果として、財務諸表の作成者と利用者間で取り決めた財務報告の枠組みとして、一般目的の財務報告の枠組みが利用されることがある。財務諸表の利用者は、その取決めの過程に関与していれば、通常は財務諸表の作成前に一般目的の財務報告の枠組みが適用されることを関知しているものと考えられる。したがって、当該財務諸表を利用するに当たって、取決めどおりに一般目的の財務報告の枠組みが適用されているかどうかを何らかの方法で判別し、利用者が必要とする情報を提供されることを意図して作成された財務諸表であるかどうかについて適切に判断して、財務諸表を利用する。

また、任意監査においては、財務報告の枠組みの内容の決定が財務諸表の作成者に委ねられ、財務諸表の利用者のニーズを想定して、財務諸表の作成者が利用者を取り決めずに一般目的の財務報告の枠組みを選択・適用する事例もある。このような場合には、財務諸表の利用者はどのような内容の枠組みに基づいて財務諸表が作成されたかについての情報を何らかの方法で入手した上で、自らが必要とする情報を提供することを意図した財務諸表であるかどうかを判断して利用することが必要となる。

このように、任意監査においては、財務諸表が取決めどおりに作成されているかどうか、又は財務諸表がどのような財務報告の枠組みを適用して作成されているかを何らかの方法で判別することが必要となるが、その手がかりは監査報告書及び財務諸表に記載されている。任意監査の場合には、適用される財務報告の枠組みが法令によって定められているわけではないため、とくに監査報告書において誤解の生じないように適用される財務報告の枠組みを記述することが求められる（監基報700 A31項参照）。

例えば、ある会社が会社計算規則を適用して計算書類を作成し任意監査を受ける場合に、適用される財務報告の枠組みを「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と表現しただけでは、財務諸表の利用者は取決めどおりに会社計算規則が適用されているのか、あるいは財務諸表の表示及び開示について財務諸表等規則が適用されているのかについて判別できず、監査報告書の利用者に監査意見表明の判断の規準について誤解を生じさせる。

また、会社計算規則を適用して計算書類を作成し任意監査を受ける場合に、会計上の認識・測定について会社計算規則及びJ-GAAPを適用しているが、会社計算規則第98条第2項第1号又は第2号を適用している場合や附属明細書を監査対象としていない場合には、当該注記省略認容規定を適用していることや監査対象が計算書類に限定されていることを明らかにしなければ、なぜ一部の注記や附属明細書の作成が省略されているにもかかわらず、無限定意見が表明されているのか、監査報告書の利用者に疑念を与える可能性が高い。したがって、任意監査においては、一般目的の財務報告の枠組みが適用されている場合であっても、適用される財務報告の枠組みについて、「●●規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とする等、監査報告書に具体的に記述することが必要となる（Q&AのQ10参照）。

例えば、会計上の認識・測定について会社計算規則及びJ-GAAPを適用しているが、注記省略認容規定を適用している場合には、監査報告書上の適用される枠組みの記載は、単に「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と簡潔に記載するのではなく、「会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号（又は第2号）を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して」のように具体的に記載する（図表18参照）。また、このような注記省略認容規定を適用することについて、財務諸表の利用者は関知しておらず、財務諸表の利用者のニーズを想定して財務諸表の作成者が決定している場合には、監基報800第12項（2）に基づき、監査報告書の「財務諸表に対する経営者の責任区分」に見られるように、「計算書類の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断すること」のような記載が行われる。

図表18 一般目的の財務諸表に対する任意監査の監査報告書に記載される、適用される財務報告の枠組みの記述の例示（筆者作成）

〈監査報告書—財務諸表に対する経営者の責任〉
「経営者の責任は、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号（又は第2号）を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成することにあり、また、計算書類の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。」

〈監査報告書—監査意見〉
上記の計算書類及びその附属明細書が、すべての重要な点において、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号（又は第2号）を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

なお、経営者が財務諸表を作成する責任には、財務諸表において適用する財務報告の枠組みについて適切な記述を行うことが含まれているとされている（監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」A2項からA3項、及び監基報700 A5項参照）。

この規定の趣旨を勘案した場合、監査の対象となる計算書類においては、例えば図表19のように、会社計算規則の注記省略認容規定を適用している旨を財務諸表作成の基礎として、例えば、会計方針の冒頭に記載することが望ましいと考えられる。上記の監基報の各規定は監査人に対する適用指針であり、経営者を拘束するものではないが、計算書類の作成責任を十分に自覚した経営者であれば率先してこのような記述を行うものと思われる。

図表19 計算書類において記述される適用される財務報告の枠組みの例示（筆者作成）

〈計算書類—財務諸表作成の基礎〉
本計算書類については、会社計算規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用して作成しているが、開示については、会社計算規則第98条第2項第1号（又は第2号）を適用し、会社計算規則第98条第1項に掲げられた注記のうち一部については記載していない。

なお、我が国の過去の任意監査の実務においては、計算書類に対する監査報告書に記載されている適用される枠組みは、このように具体的には記述されず、単に「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とされていることが多い。これは、我が国の監査実務が法定監査を中心に行われてきたため、会社法監査に“準じて（正規なものを手本として）”、会社法監査と同様の枠組みの記載を行うものと考えられ、会社法監査の文言をそのまま使用していたためと解される。しかしながら、今まで解説してきたとおり、会社計算規則の注記省略認容規定の適用や附属明細書の作成が省略されている場合には、適用される財務報告の枠組みは法定監査（正規なもの）とは差異があるため、もはや会社法監査に“準じた”ものとは言えないと考えられる。

改訂監査基準等の下では、適用される財務報告の枠組みを適切に評価するという観点から、適用される枠組みの内容について法定監査に適用されるものと差異がある場合には、その差異の内容について、監査報告書上、適切にその内容について記述を行う必要がある。

例えば、適用される財務報告の枠組みが一般目的の財務報告の枠組みを修正又は追加したものである場合、単に「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とのみ記述するのではなく、その修正や追加の内容について記述することが必要である。とくに修正や追加が重要である場合には、その枠組みは

特別目的の財務報告の枠組みであるため、その内容を詳細に記述することが必要となるものと思われる。

(4) 特別目的の財務報告の枠組み—財務諸表の作成者と利用者間で枠組みを決める場合

特別目的の財務諸表に対する監査においては、一般目的の財務諸表に対する任意監査の場合と同様に、通常、適用される財務報告の枠組みが財務諸表の作成者と利用者間の取決めに基づいて財務諸表が作成されて監査を受けるため、財務諸表の利用者はその取決め過程に関与することによって、通常は財務諸表を利用する前に枠組みに関する情報を入手済みであると考えられる。したがって、当該財務諸表がその取決めどおりに作成されているかどうかを確かめられれば、利用者が必要とする情報を提供されることを意図して作成された財務諸表か否かを適切に判断して、財務諸表を利用することができる。

ただし、特別目的の財務諸表に対する監査であっても、財務報告の枠組みの内容の大枠は財務諸表の作成者・利用者間で取り決めるものの、詳細な内容の決定については財務諸表の作成者に委ねられ、財務諸表の利用者のニーズを想定して、特別目的の財務報告の枠組みを選択・適用する事例もある。このような場合には、財務諸表の利用者はどのような内容の枠組みに基づいて財務諸表が作成されたかについて何らかの方法で判別した上で、自らが必要とする情報を提供することを意図した財務諸表であるかどうかを判断して利用することが必要となる。

財務諸表が取決めどおりに作成されているかどうか、又は財務諸表が最終的にどのような財務報告の枠組みを適用して作成されているかについて判別するための手がかりは、監査報告書及び財務諸表に記載されている。

特別目的の財務諸表に対する監査において、監査人は、監査報告書において、財務諸表の作成目的及び監査報告書の想定利用者又はこれらの情報について記載している特別目的の財務諸表への注記を参照する記載を行わなければならないとされている。また、適切な見出しを付した強調事項区分を設け、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない（監基報800第12項（1）及び第13項）。

監基報800の付録「特別目的の財務諸表に対する監査報告書の文例」によれば、特別目的の財務諸

表に対する監査の事例では、このような規定に対応する記載として、監査報告書の「財務諸表に対する経営者の責任」区分又は「財務諸表作成の基礎」等の区分には、例えば、図表20のような記載が行われている（監基報800 付録 特別目的の財務諸表に対する監査報告書の文例の文例1から4参照）。

なお、一般目的の財務諸表に対する任意監査の場合と同様に、財務報告の詳細な内容の決定に財務諸表の利用者は関与しておらず、財務諸表の利用者のニーズを想定して財務諸表の作成者が決定している場合には、監基報800第12項（2）に基づき、監査報告書の「財務諸表に対する経営者の責任区分」に見られるように、「計算書類の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断すること」に関する記載が行われる。

図表20 特別目的の財務諸表に対する任意監査の監査報告書に記載される、適用される財務報告の枠組みの記述の例示（監基報800に基づいて筆者作成）

〈監査報告書—財務諸表に対する経営者の責任〉

- ・「注記xに記載された会計の基準に準拠して」
- ・「（財務諸表作成者と利用者間の）平成x年x月x日付けの〇〇契約第x条に定められている財務報告に関する取決めに準拠して」
- ・「経営者の責任は、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号（又は第2号）を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成することであり、また、計算書類の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。」

〈監査報告書—監査意見〉

- ・「上記の財務諸表が、すべての重要な点において、注記xに記載されている会計の規程に準拠して作成されているものと認める」
- ・「上記の財務諸表が、すべての重要な点において、契約書第x条に定められている財務報告に関する取決めに準拠して作成されているものと認める」

〈監査報告書—財務諸表作成の基礎〉

- ・「注記xに記載されている通り、…… 銀行取引約定書の財務報告条項を遵守するため」
- ・「注記xに記載されているとおり、…… 契約書第x条に定められている財務報告に関する取決めに基づき」

また、これに対応して、財務諸表には、例えば、次のような注記の記載が行われることとなる（図表21参照）。

図表21 特別目的の財務諸表において記述される適用される財務報告の枠組みの記述の例示（監基報800付録文例1に基づいて筆者作成）

〈財務諸表—注記X〉

• 本計算書類は、株式会社〇〇銀行との銀行取引約定書の財務報告条項を遵守するため、会計監査人設置会社に適用される「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」によらず、中小企業のための一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として認められている「中小企業の会計に関する基本要領」に基づいて、重要な会計方針に記載されている会計方針に従って作成されている。「中小企業の会計に関する基本要領」においては、一定の場合には会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が容認されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。

本計算書類の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりである。・・・

上記のように、財務諸表に対する監査が行われている場合には、その監査の態様（法定監査、一般目的の財務諸表に対する任意監査、特別目的の財務諸表に対する監査）に応じて、監査報告書及び財務諸表の利用者は、財務諸表に適用されている財務報告の枠組みの内容を読み取り、利用者が必要とする情報を提供されることを意図して作成された財務諸表なのかどうかを適切に判断して、財務諸表を利用することができることとなる。

（つづく）

トーマツ企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.tohmatu.com/book/er/>

トーマツ企業リスク研究所では、2003年10月より、季刊誌『企業リスク』を発行しております。本誌では、毎号企業のリスク管理活動に有益でタイムリーなテーマを取り上げております。是非ともご購入賜りますようお願い申し上げます。

<最新号 第44号（2014年7月号）出版予告>

- **特集 組織を磨いて不正を防ぐ**
クライシスへの備え／不正対応にビッグデータを駆使する方法／組織風土分析に基づく不正リスク識別アプローチ
- **研究室**
ISO/IEC27001規格改定のポイント
サステイナブルイベント
- **連載**
企業リスクの現場 第5回 食品会社のリスクマネジメント

お問合せ先 トーマツ企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohmatu.co.jp